

合志市工事等競争入札参加資格有資格業者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

- (1) 住 所 東京都千代田区富士見 2-10-2
- (2) 商 号 前田建設工業株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 前田 操治

2 指名停止措置の期間

令和 8 年 6 月 2 2 日から令和 8 年 8 月 2 1 日まで（2 箇月）

3 指名停止措置の理由

合志市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第 2 条第 1 項、別表第 2 第 9 号に該当するため。

【指名停止等の措置要領第 2 条第 1 項に定める別表第 2 第 9 号】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内